

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から52年3月までの期間及び63年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月から52年3月まで
② 昭和63年3月

昭和54年ごろに国民年金に加入手続した後、自宅に送付されてきた納付書により、私がそれまで未納にしていた国民年金保険料として10万円ぐらいの金額を郵便局で納付したことを覚えている。

また、申立期間②当時は、私が役場支所で国民年金保険料を毎月納付していたと記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、6か月及び1か月と短期間であり、申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、社会保険庁の記録により、申立人は、申立期間①以前の昭和49年4月から同年9月までの期間及び51年9月の国民年金保険料を54年10月15日に特例納付し、申立期間①直後の52年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料も特例納付と同一年月日の54年10月15日に過年度納付していることが確認できる上、申立人が54年10月15日に、申立期間①の国民年金保険料を含めて特例納付及び過年度納付していたとすれば、その納付額は申立人が供述する10万円におおむね符合する。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したと供述する昭和54年は特例納付実施期間中であり、申立人は申立期間①の国民年金保険料を特例納付することは可能であり、前後の期間を遡^{さかのぼ}って納付しながら

ら、申立期間①についてのみ納付しなかったとするのは不自然である。

一方、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は、社会保険庁の記録により、現年度納付されていることが確認できる上、申立人が供述する申立期間②当時の国民年金保険料の納付方法は、申立期間②当時の役場支所における国民年金保険料の収納方法と符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月及び同年 3 月

昭和 58 年 4 月から 59 年 1 月までの 10 か月間は A 事業所で非常勤職員として勤務しており、勤務が終わった 59 年 2 月に国民年金に切替手続きし、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間であり、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料については未納が無い。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人は昭和 50 年 6 月 1 日に A 事業所において厚生年金保険の資格を取得しているが、その後 8 年間にわたり、毎年 2 月 1 日に厚生年金保険資格喪失後、国民年金に切替手続きし、2 月及び 3 月の国民年金保険料を納付し、申立期間の翌年度である 60 年 2 月 1 日の厚生年金保険資格喪失後も同様に切替手続きを行い、国民年金保険料を現年度に納付していることが確認できることから、申立人の国民年金保険料納付意識は高かったものと推認され、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付しない事情等は見当たらない。

さらに、申立期間について申立人の夫は国民年金保険料を納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月1日から38年1月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、A社B事業所に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和34年2月にA社B事業所に入社し、43年2月に退職するまで継続して同じ業務に従事していたとしているところ、社会保険事務所の被保険者記録によると、A社において、34年2月1日に厚生年金保険の資格を取得し、37年5月1日に資格を喪失後、同社B事業所において38年1月1日に資格を取得し、43年2月25日に資格を喪失している。

しかし、雇用保険の加入記録及び申立人から提出された証明書の記録から、申立人は申立期間において、A社B事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に、昭和37年5月1日にA社において厚生年金保険の資格を喪失後、38年1月1日に同事業所で資格を取得している者のうち、連絡先が確認できた複数の者に照会したところ、「申立人とは一緒に継続して仕事をしていた。」、「継続して勤務していた期間も厚生年金保険料は給料

から引かれていたと思う。」との供述を得ている上、申立期間当時に経理事務を担当していたとする者は、「申立期間は継続して事業は行われていた。その間も従業員の給料から厚生年金保険料を引いていた。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間において勤務形態及び業務内容に変更が無く継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

なお、社会保険事務所の記録によると、昭和 37 年当時、A 社 C 事業所及び同社 D 事業所が 37 年 5 月 1 日に適用事業所になっており、同社 C 事業所で同日に資格を取得している者 139 人中 70 人が、また、同社 D 事業所で同日に資格を取得している者 254 人中 189 人が同日に同社で資格を喪失していることが確認できるものの、同社 B 事業所は 38 年 1 月 1 日に適用事業所となっており、同日に資格を取得している者 120 人中 36 人は 37 年 5 月 1 日に同社で資格を喪失していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において A 社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る A 社における昭和 36 年 10 月の社会保険事務所の記録から 2 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は合併し解散しており、合併先の E 社では、申立期間当時の関係書類は保存されていないことから不明としているが、当該期間に行われるべき事業主による厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和 37 年 5 月 1 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月から同年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合、保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和44年5月から同年8月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（後にB社に事業を継承。）における資格取得日に係る記録を44年5月3日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち昭和44年9月から50年2月までの期間（昭和45年11月から46年4月までの期間、同年10月から47年8月までの期間、同年10月から48年2月までの期間、同年8月から同年10月までの期間、49年3月、同年4月、同年6月及び同年12月を除く。）に係る標準報酬月額の記録については、44年9月、同年10月、45年1月、同年4月、同年5月及び同年8月は6万円、44年11月は4万8,000円、同年12月、45年7月、同年10月、46年5月及び同年6月は6万4,000円、45年2月及び同年3月は5万6,000円、同年6月及び同年9月は6万8,000円、46年7月及び同年9月は8万6,000円、同年8月は8万円、47年9月、48年3月及び同年4月は10万4,000円、同年5月から同年7月までの期間は11万円、同年11月から49年1月までの期間、同年7月及び同年8月は11万8,000円、同年2月及び同年11月は13万4,000円、同年5月、同年9月、50年1月及び同年2月は12万6,000円、49年10月は14万2,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、昭和44年9月から50年2月まで（昭和45年11月から46年4月までの期間、同年10月から47年8月までの期間、同年10月から48年2月までの期間、同年8月から同年10月までの期間、49年3月、同年4月、同年6月及び同年12月を除く。）の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和44年5月1日から同年9月1日まで

②昭和44年9月から50年2月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間①について加入記録が無いとの回答を得た。

また、申立期間②については、標準報酬月額が実際の報酬より低く記録されていると思われる。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる給与明細書があるので、加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人から提出された給与明細書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に昭和44年5月3日から勤務し、44年5月から同年8月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については同期間の給与明細書の保険料控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、役員であった事業主の妻に照会したところ、「当時の資料は既に廃棄しており、申立期間①について保険料を納付したかどうかは不明である。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、昭和44年9月、同年10月、45年1月、同年4月、同年5月及び同年8月は6万円、44年11月は4万8,000円、同年12月、45年7月、同年10月、46年5月及び同年6月は6万4,000円、45年2月及び同年3月は5万6,000円、同年6月及び同年9月は6万8,000円、46年7月及び同年9月は8万6,000円、同年8月は8万円、48年3月及び同年4月は10万4,000円、同年7月は11万円、49年1

月及び同年7月は11万8,000円、同年5月、同年9月、50年1月及び同年2月は12万6,000円、49年10月は14万2,000円とし、給与明細書において確認できる報酬月額から47年9月は10万4,000円、48年5月及び同年6月は11万円、同年11月、同年12月及び49年8月は11万8,000円、同年2月及び同年11月は13万4,000円とすることが妥当である。

また、昭和45年11月から46年4月までの期間、同年10月から47年8月までの期間、同年10月から48年2月までの期間、同年8月から同年10月までの期間、49年3月、同年4月、同年6月及び同年12月の給与明細書のうち、45年12月から46年4月までの期間、47年1月、同年2月及び同年7月分については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額を超えており、それ以外については給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致しており、特例法による保険給付の対象にあたらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間②（昭和45年11月から46年4月までの期間、同年10月から47年8月までの期間、同年10月から48年2月までの期間、同年8月から同年10月までの期間、49年3月、同年4月、同年6月及び同年12月を除く。）の、全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和41年11月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月29日から同年12月29日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

昭和41年11月29日に人事異動によりA社C支店から同社B支店に異動したが、日付が空くことなく継続して勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成7年分退職所得の源泉徴収票、雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和41年11月29日に同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和41年12月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に適用事業所に該当しなくなっており、当時の責任者も既に死亡していて供述を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から50年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、市の国民年金担当の職員に「国民年金保険料が未納なので年を取った時に年金をもらえない、未納にしている保険料は一度に納付しなくても良い」と言われたので、昭和51年ごろから、市の職員に毎月自宅に集金に来てもらい、その年の国民年金保険料に加え、それまで未納にしていた国民年金保険料を2、3か月分加えて納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

また、社会保険庁及び市が保管する申立人の納付記録によれば、申立人は、申立期間直後の昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料を53年4月5日にまとめて納付し、52年4月から同年12月までの国民年金保険料を53年1月31日に納付していることが確認できることから、申立人は53年1月時点まで、申立期間を含む43年7月から52年12月までの国民年金保険料を納付していなかったものと推察され、申立人の、51年ごろから現年度保険料に併せて申立期間の過年度保険料を納付していたとする供述は、客観的事実に符合しない。

さらに、市では昭和51年4月から集金人が国民年金保険料を徴収していたが、市では過年度保険料を収納していなかったことから、申立人は市の集金人に申立期間の国民年金保険料を納付することはできない上、51年4月時点で、申立期間のうち43年7月から48年12月までの国民年

金保険料は既に時効であり納付できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年4月から63年3月まで

申立期間当時は、私が1年分か半年分の夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて役場で納付していたはずであり、国民年金保険料の納付の免除を申請した記憶は無く、未納の通知を受け取った記憶も無いので、妻が納付済みであるのに、私の国民年金保険料だけが未納とされていることに納得できない。

3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書等）は無い。

また、町が保管する申立人とその妻の納付記録によれば、申立人とその妻は、申立期間以前の昭和54年4月から58年3月までの期間について、3か月ごとの国民年金保険料を夫婦が同一年月日に納付していることが確認できる一方、申立期間後の63年4月から平成4年3月までの期間については、申立人は1年分の国民年金保険料をまとめて納付しているが、申立人の妻は申立期間である62年4月から口座振替により、月ごとの国民年金保険料を同月末日に納期内納付していることが確認でき、申立人の供述する申立人とその妻の納付方法は、客観的事実に符合しない。

さらに、町が保管する申立人の年金記録には「58.5.31 来庁、納付期間が25年以上になったので納付しないと申立て。妻については支払うとのこと」とする記載のほか、「58.5.31 免除申請」との記載が確認でき、この記載内容は申立人とその妻の、申立期間の国民年金保険料の納付状況に符合する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 37 年 11 月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

A社で兄や数人の人たちと一緒に仕事をし、会社の寮でも一緒だった。一緒に働いた人たちに厚生年金保険の加入記録があるのに自分に無いのは納得がいかない。厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、当該事業所に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社において一緒に勤務していたとする同僚に照会したところ、「申立人と一緒に働いた記憶があるが、勤務期間や厚生年金保険の加入については不明である。」との供述を得ており、申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、雇用期間及び厚生年金保険料の控除については確認できない。

また、申立人が一緒に働いたとする同僚の中にも、申立期間において厚生年金保険の加入記録が無い者がいる上、A社において申立期間に厚生年金保険の加入記録のある者に照会したところ、供述を得た6人のうち5人が勤務期間と厚生年金保険の加入期間が異なっており、そのうち4人は勤務し始めて2年以上経過してから厚生年金保険の資格を取得したと供述していることから、当時の事業主は勤務していた者を一律的に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかつたことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、A社は既に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡し、経理担当者も不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できる供

述等を得ることはできない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月末から 40 年 4 月 27 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、昭和 38 年 9 月に A 社に入社し、入社と同時に健康保険証をもらった記憶があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間において A 社に勤務していたと認められる。

しかし、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和 40 年 4 月 28 日から 54 年 3 月 1 日までの期間及び 54 年 3 月 26 日から平成 10 年 2 月 26 日までの期間は同社において厚生年金保険に加入していることが確認できるものの、申立期間については、同原票では、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、申立人が申立期間当時と一緒に勤務していたとする同僚二人は、A 社での厚生年金保険の加入記録が無く、このうち、申立人が同時期に前事業所を辞めて同社に入社したとする同僚に照会したところ、「私は昭和 38 年 9 月ころに入社し、約 2 年間勤務していたものの、厚生年金保険の加入記録が無く、保険料が控除されていたか否か記憶に無い。」との供述を得ており、もう一人は、「私は昭和 38 年か 39 年ころから約 2 年間勤務しており、健康保険には加入していたが、厚生年金保険には加入しておらず、保険料も控除されていなかったと記憶している。」との供述を得ている。

さらに、申立人及び同僚によると、申立期間当時、A 社の従業員は 10 数名から 20 数名であったと供述しているところ、同社における厚生年金保険の加

入記録によると、申立期間における同社の被保険者は6人であり、申立期間中に同社で資格を取得した者はいない一方、申立人が同社に入社した時には既に勤務していたとする上司や同僚も含め18人が、昭和40年4月から同年7月までの期間に資格を取得していることが確認できることから、同社では社員採用後、すぐに厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

加えて、社会保険事務所の記録によると、A社は既に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できる供述等を得ることができない。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。